

和歌山県こどもの体験活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内の全てのこどもに対し、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や多世代、地域住民との交流の機会を創出することで、本県の将来を担うこどもたちが健やかに成長し、その能力と可能性を高めるとともに、地域でこども・若者を育成する力の向上を図り、将来、社会に出て地域で活躍できるこどもの育成を推進することを目的に、こどもの体験活動事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付対象となる事業者は、和歌山県内に居住・所在する団体、企業等であって、次に該当するものとする。

- (1) こどもの体験活動の振興やこどもの育成を主目的として活動していること。
- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する規約等を有していること。
- (3) 代表者が明らかになっていること。
- (4) 団体固有の預金通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。
- (5) 継続的に活動している又は今後継続的に活動する2名以上の団体等であること。
- (6) 暴力団、暴力団員が役員となっている団体等、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体等ではないこと。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号を満たす事業とする。

- (1) こども向け体験・交流活動を実施すること。
- (2) 参加対象者は、和歌山県内に居住する18歳未満のこどもを主とし、1回の実施につき、18歳未満のこども複数名の利用が見込まれること。
- (3) 新規の事業であること。
- (4) 利用者から徴収する利用料は、無料又は材料費などの実費相当額であること。
- (5) アンケート等を実施し事業実施結果の振り返りを行うこと。
- (6) 安全に十分配慮すること。
- (7) 一過性に終わらず継続的な地域活動を目指すこと。
- (8) 提出する活動写真は県の広報等でも活用予定であるため、参加者には事前に撮影・掲載許可を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有している活動
- (3) 国費又は他の県費助成金等を得ている活動

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 謝金等
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費（取得価格5万円未満のものとし、5万円以上の物品は補助対象外とする）
- (4) 印刷費
- (5) 広告費
- (6) 通信運搬費
- (7) 保険料
- (8) 委託費（事業全体の3割以内）
- (9) 使用料、賃借料
- (10) その他、事業実施に必要な経費と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 記念品代やお土産代等の交際費
- (2) 接待や交流会などの飲食費(参加者に対する軽微な飲食費は除く)
- (3) 組織運営のための実施団体の構成員の人件費
- (4) 領収書等金額が確認できない経費
- (5) その他、補助対象経費として不適切と判断されるもの

(補助金の額及び補助率)

第5 補助金の額は、第4に規定する補助対象経費の2分の1以内、かつ、15万円を限度とし、予算の範囲内で決定する。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。又、予算の都合により、補助額が申請額を下回る場合があるため、留意すること。

(交付の制限)

第6 補助金を交付する回数は、一会計年度内において、1団体につき1回限りとする。ただし、年間を通じて継続的に行われる活動については全体を1事業とみなすことができる。

(選考)

第7 知事は、応募が多数に達した場合、県内全てのこどもに対し多様な体験活動や交流の機会を創出するという観点から総合的に判断し、予算の範囲内で選考する。基準は知事が別に定めることとする。

(交付申請書の添付書類等)

第8 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 申請団体概要(別記第3号様式)
- (4) 役員等に関する名簿(別記第4号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、知事が別に定める。

(交付条件)

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合
 - イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更(当該事業費の額の30パーセント以下の増減を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該業務の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 当該補助事業の完了により団体に相当の利益が生ずると認められる場合は、知事は先に

交付決定した額を減額することができる。

(変更の承認)

第10 第9第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助事業の内容の変更の場合にあっては変更承認申請書(別記第6号様式)及び変更後の第8第1項各号に掲げる書類を、補助事業の中止又は廃止の場合にあっては事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、第11の規定により補助金の変更交付を申請しようとする場合は、変更承認申請書の提出を省略することができる。

(変更交付申請)

第11 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書(別記第8号様式)及び変更後の第8第1項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第12 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより補助金を交付することができる。
2 団体は、前項による補助金の概算払を受けようとするときは、和歌山県こどもの体験活動事業補助金概算払請求書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第13 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
(1) 事業報告書(別記第10号様式)
(2) 収支決算書(別記第11号様式)
(3) 事業の実施状況が分かる写真、チラシ等
(4) 実施日数及び利用者数がわかる一覧
(5) アンケート実施結果
(6) その他知事が必要と認める書類
2 前項の補助事業等実績報告書は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(その他)

第14 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。